

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立しながら働き続けることができ、働きやすい環境を作ることによって全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のとおり行動計画を策定します。

◎計画期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間

◎内容

目 標 1

時間外労働時間削減への取組み、ライフワークバランスの実現、心身の健康促進に努める。

【対策】

- ① 事業所、職種毎の時間外労働時間の把握・分析を行い業務内容、業務分担、シフト等の改善評価を行う。 令和3年5月1日～
- ② ICTプロジェクトを推進し、業務の効率化を行い時間外労働時間削減に努める。
令和3年4月1日～
- ③ 管理職、リーダー職クラスへの時間管理についての意識強化のための情報発信を行う。
令和3年4月1日～

目 標 2

年休有給休暇の取得率を70%以上とする。

【対策】

- ① 有給休暇の計画的な取得を促進し、半期に一度各事業所に達成率のフィードバックを行う。
令和3年4月1日～
- ② 有給休暇取得状況を管理する仕組みを構築する
令和3年4月1日～

目 標 3

若年者に対するインターンシップ等の受け入れや、介護未経験者等の就業体験を受け入れる。

【対策】

- ① 関係機関、学校との連携周知 令和3年4月1日～